

【資料5】 会則の変更について（会則細則の変更を含む）

1 会の名称を「国立大学マネジメント研究会」から「大学マネジメント研究会」に変更

本会の活動対象を、国立大学だけでなく公私立大学にも拡大することに伴い、会の名称から「国立」を削除する（第1条）とともに、所要の改正（第3条、第5条）を行う。

（理由） これまでも私立大学等との情報交換、交流を行って成果を挙げてきたので、この際正式に活動対象を公私立大学に拡大することによって本会の発展を期することができるため。

2 会の目的を拡大

会の目的を、「役員及び教職員の能力の向上」とともに、「大学に対する社会の負託により良く応えること」に拡大し、あわせて情報交換や研究の対象を「組織業務運営等に係る多様な課題」から「経営の効率化及び教学改革に関わる諸課題」に拡大する。（第3条）

（理由） 本会は、2005年4月の設立趣意書において、「国立大学に求められているのは、国民から負託された資産を最大限に活用して、教育、研究、高度先進医療、社会貢献という4つの使命を効率的・効果的に果たしていくことである。そして、そのためにもてる人材、資金、施設、設備、土地、知的資産、ブランド力などの有限の資源を効率的・効果的に管理し、組織し、活用しなくてはならない。即ち、真の意味での大学マネジメント＝大学経営が求められている。

しかしながら、長きにわたり国の行政機関として存続してきた国立大学には、このような効率的で社会的説明責任を果たしうる真の意味での大学経営を担うことのできる人材は教員の中にも職員の中にもほとんど育っていない。このような認識の下、今般国立大学の教職員有志によるマネジメント能力の向上を目的として『国立大学マネジメント研究会』を設立しようとするもの」と謳っており、もともと狭義の経営だけでなく広く教育、研究等の基本的使命の達成を究極の目標にしていた。

本会は、発足後6年を経て一定の経験を蓄積してきており、それらを踏まえて今回「教学改革」を活動の対象とし、「社会の負託により良く応えること」を目的に掲げることとした。

3 会員の除籍手続きを簡略化

これまで、「会費を1年以上納入しないものは、理事会の議決により除籍することができる」としていた（第8条）のを「理事会の議決により」の部分削除する。

（理由） 手続きを簡素化するため。

4 理事を増員

これまで「20名以内」としていた理事の数を「25名以内」と改める（第9条）。

（理由） 会の目的や活動範囲の拡大に伴い、私学関係者や大学教員、企業出身者を理事に加えられるようにするため。

5 有給の常勤理事の設置

新たに第9条に3項として「理事のうち、必要に応じ、若干名を常勤とし、有給とすることができる。有給の場合は、別途理事会の承認を経て支給規定を定める」との規定を設ける。

(理由) 会の活動の充実とともに、業務委託の範囲を超える業務(例:会誌の編集、交流・研究会の企画、賛助会員との連携・協力関係の強化、TMLPの企画など)が増えており、有給・常勤の理事を置く必要があるため。

6 役員任期の整理

理事、監事、会長、副会長等の任期を、「選任された総会又は理事会の日の翌年度の4月1日から次年度の3月31日までの2年」(第12条)とする。

(理由) 役員任期を会計年度に合わせるため。

7 戦略的大学経営研究所の設置と特別会計による経理

新たに第18条の2を設け、「戦略的大学経営研究所・・・を置く」こと(第1項)、「研究所に、所長、所長代理、企画委員等必要な職員を置」き(第2項)、「会長が委嘱する」こと(第3項)、「研究所は・・・(1)大学マネジメント人材育成に関する調査及び研究。(2)大学マネジメント人材育成のための研修プログラムの開発及び実施。」等の業務を行うこと(第4項第1号~第4号)、「研究所にかかる経理は、本会の一般会計と分かれ、特別会計として処理」し、「収支見合いを原則とする」こと、「剰余金ができた場合は一般会計に繰り入れ」「欠損金が出た場合は、理事会の承認を経て一般会計から繰り入れを行うことができる。」こと(以上第5項)、「その他研究所の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。」こと(第6項)を規定。

(理由) 大学の「経営の効率化及び教学改革」を担うマネジメント人材の育成は本会の目的とするところであり、既に任意団体としてこの面で実績を積んできた戦略的大学経営研究所(任意団体)を本会の組織として吸収し、マネジメント人材育成プログラムの強化を図るため。

8 施行期日

会則の変更は、2011年4月1日から施行する。

9 会則細則の改正

会則の改正に伴い、「国立大学マネジメント研究会会則細則」(平成18年3月4日理事会決定)を「大学マネジメント研究会会則細則」に改め、名称変更に伴う所要の改正(第1条、第2条、第8条)、及び総会の開催月を「毎年6月」から「毎年7月及び3月」(第6条)に変更、編集委員長を「委員のうちから互選」から「会長が指名する」とするとともに、編集委員の指名を「理事会」から「会長」が行うように変更(第8条)する。会則細則の変更は、会則と同様2011年4月1日から施行する。